

令和2年度

内閣省庁別財務書類

[留意事項]

- ・ 本財務書類は、「省庁別財務書類の作成基準」に基づいて作成しております。
- ・ 省庁別財務書類は、各省庁における財務情報の提供等を目的として一般会計を各省庁単位で区分し、所管の特別会計を合算し、各省庁に資産や負債が帰属すると擬制するなどの一定の仮定に基づいて作成するものであり、各省庁が会計的に独立しているものではない点にご留意下さい。
- ・ 省庁別財務書類を充分理解して頂くため、「省庁別財務書類の作成基準」及び各省庁の所掌する業務内容等も併せてご覧下さい。

目次

内閣 省庁別財務書類（一般会計・特別会計）

貸借対照表	1
業務費用計算書	2
資産・負債差額増減計算書	3
区分別収支計算書	4
注記	5
附属明細書	9
参考情報	
1 内閣の所掌する業務の概要	14
2 内閣の組織及び定員	15
3 令和2年度歳入歳出決算の概要	18
4 公債関連情報	19

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前会計年度 (令和2年 3月31日)	本会計年度 (令和3年 3月31日)		前会計年度 (令和2年 3月31日)	本会計年度 (令和3年 3月31日)
<資産の部>					
未収金	282	282	未払金	15	15
前払費用	1	0	賞与引当金	1,461	1,474
有形固定資産	95,453	100,279	退職給付引当金	18,901	18,814
国有財産（公共用 財産を除く）	41,584	42,880	その他の債務等	51	84
土地	31,444	33,417			
立木竹	67	68			
建物	5,745	5,415			
工作物	4,327	3,979			
物品	53,868	57,399			
無形固定資産	7,926	6,596			
資 产 合 計	103,663	107,160	負 債 合 計	20,429	20,388
<資産・負債差額の部>					
			資産・負債差額	83,233	86,771
			負 債 及 び 資 产 ・ 負 債 差 額 合 計	103,663	107,160

業務費用計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成31年 4月 1日) (至 令和 2年 3月31日)	本会計年度 (自 令和 2年 4月 1日) (至 令和 3年 3月31日)
人件費	19,509	20,185
賞与引当金繰入額	1,461	1,474
退職給付引当金繰入額	1,417	1,263
委託費	60,115	67,575
分担金	0	0
庁費等	35,737	22,355
その他の経費	3,893	2,943
減価償却費	23,498	19,749
資産処分損益	527	1,475
本年度業務費用合計	146,160	137,022

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成31年 4月 1日) (至 令和 2年 3月31日)	本会計年度 (自 令和 2年 4月 1日) (至 令和 3年 3月31日)
I 前年度末資産・負債差額	101,158	83,233
II 本年度業務費用合計	△ 146,160	△ 137,022
III 財源	126,608	139,902
主管の財源	343	641
配賦財源	126,264	139,261
自己収入	0	-
IV 無償所管換等	△ 292	△ 1,315
V 資産評価差額	1,919	1,972
VI 本年度末資産・負債差額	83,233	86,771

区分別収支計算書

(単位：百万円)

	前会計年度 (自 平成31年 4月 1日) (至 令和 2年 3月31日)	本会計年度 (自 令和 2年 4月 1日) (至 令和 3年 3月31日)
I 業務収支		
1 財源		
主管の収納済歳入額	298	643
配賦財源	126,264	139,261
自己収入	0	-
財源合計	126,563	139,904
2 業務支出		
(1) 業務支出（施設整備支出を除く）		
人件費	△ 22,512	△ 22,996
委託費	△ 60,115	△ 67,575
分担金	△ 0	△ 0
旅費等の支出	△ 39,158	△ 46,061
その他の支出	△ 3,893	△ 2,943
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 125,679	△ 139,577
(2) 施設整備支出		
立木竹に係る支出	-	△ 1
建物に係る支出	△ 426	△ 48
工作物に係る支出	△ 440	△ 261
施設整備支出合計	△ 866	△ 311
業務支出合計	△ 126,545	△ 139,888
業務収支	17	16
II 財務収支		
リース債務の返済による支出	△ 17	△ 16
財務収支	△ 17	△ 16
本年度収支	-	-
翌年度歳入繰入	-	-
本年度末現金・預金残高	-	-

注　記

1 重要な会計方針

(1) 減価償却の方法等

① 有形固定資産

国有財産（公用用財産を除く）については、国有財産台帳の価格改定に適用される耐用年数に基づく定率法（平成19年4月1日以後に新築した建物は定額法）によっている。なお、残存価額まで到達している国有財産（公用用財産を除く）については、耐用年数を経過した翌会計年度から5年間で備忘価格1円まで均等償却を行っている。

物品（美術品を除く）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づく、残存価額を取得原価の10%とした定額法によっている。なお、残存価額まで到達している物品については、耐用年数を経過した翌会計年度から5年間で備忘価格1円まで均等償却を行っている。

② 無形固定資産

ソフトウェアについては、取得に要した費用を資産価額とし、利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準及び算定方法

① 賞与引当金

6月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分（期末手当及び勤勉手当の6月支給分の4/6）を計上している。

② 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

- ・ 基本額 … 勤続年数別の職員数 × 平均給与 × 自己都合退職手当支給率
- ・ 調整額 … 「国家公務員退職手当法」第6条の4に定められた区分別の職員数 × 想定される調整月額単価 × 60ヶ月

国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分）に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

(3) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 退職給付引当金の算定において用いる割引率について

- ・ 割引率 : 3.9%

（令和元年財政検証で用いられている長期的な運用利回りから算出）

2 偶発債務

(1) 係争中の訴訟等で損害賠償の請求を受けているもの

(単位：百万円)

訴訟の略称	請求金額	事件番号	訴訟の概要
国家賠償請求訴訟	1	岡山地方裁判所 平成30年(ワ)第163号	平成29年6月の臨時国会召集要求に對し、内閣が3か月間(98日)応じなかつたことが憲法違反にあたるとして、国家賠償の請求をしたもの。
マイナンバー離脱等請求事件	5	名古屋高等裁判所金沢 支部 令和2年(ネ)第109号 (原審：金沢地方裁判所 平成27年(ワ)第570号)	マイナンバー制度は違憲であるとし、マイナンバー収集、保存、利用及び提供の差し止め、原告らのマイナンバー削除及び賠償を求めるもの。 ※令和2年6月23日控訴
マイナンバー(個人番号)利用 差止等請求事件	2	福岡高等裁判所 令和2年(ネ)第457号 (原審：福岡地方裁判所 平成28年(ワ)第1123号、平成28年(ワ)第2893号)	マイナンバー制度は違憲であるとし、マイナンバー収集、保存、利用及び提供の差し止め、原告らのマイナンバー削除及び賠償を求めるもの。 ※令和2年6月29日控訴
マイナンバー(個人番号)利用 差止等請求事件	20	東京高等裁判所 令和元年(ネ)第4540号 (原審：横浜地方裁判所 平成28年(ワ)第1181号、平成28年(ワ)第3823号、平成29年(ワ)第5123号)	マイナンバー制度は違憲であるとし、マイナンバー収集、保存、利用及び提供の差し止め、原告らのマイナンバー削除及び賠償を求めるもの。 ※令和元年10月9日控訴
マイナンバー(個人番号)利用 差止等請求事件	1	名古屋高等裁判所 令和2年(ネ)第55号 (原審：名古屋地方裁判所 平成28年(ワ)第1294号、平成28年(ワ)第2523号)	マイナンバー制度は違憲であるとし、マイナンバー収集、保存、利用及び提供の差し止め、原告らのマイナンバー削除及び賠償を求めるもの。 ※令和2年1月9日控訴
マイナンバー(個人番号)利用 差止等請求事件	3	東京高等裁判所 令和2年(ネ)第1349号 (原審：東京地方裁判所 平成27年(ワ)第34010号、平成28年(ワ)第9404号)	マイナンバー制度は違憲であるとし、マイナンバー収集、保存、利用及び提供の差し止め、原告らのマイナンバー削除及び賠償を求めるもの。 ※令和2年3月6日控訴
マイナンバー(個人番号)利用 差止等請求事件	16	大阪高等裁判所 令和3年(ネ)第588号 (原審：大阪地方裁判所 平成27年(ワ)第11996号 大阪地方裁判所 平成28年(ワ)第2023号 大阪地方裁判所 平成28年(ワ)第2895号)	マイナンバー制度は違憲であるとし、マイナンバー収集、保存、利用及び提供の差し止め、原告らのマイナンバー削除及び賠償を求めるもの。 ※令和3年2月17日控訴

(注1)訴訟の見込、結果にかかわらず、令和3年3月31日現在の請求金額を記載している。

(注2)請求金額が1百万円以上の件名を記載している。

3 翌年度以降支出予定額

(1) 歳出予算の繰越し

歳出予算の繰越しに係る翌年度の支出予定額 16,209 百万円

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 145,551 百万円

4 追加情報

(1) 合算する特別会計

省庁別財務書類においては、以下の特別会計を合算している。

- ・東日本大震災復興特別会計（内閣所管分）

(2) 出納整理期間

出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(3) 業務費用計算書における収益の計上

- ・「資産処分損益」において、有形固定資産の売却に伴い生じた処分益 2 百万円が計上されている。

(4) 表示科目的説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- ・「未収金」には、損害賠償金債権等を計上している。
- ・「前払費用」には、自動車損害賠償責任保険料の前払保険料を計上している。
- ・「国有財産（公共用財産を除く）」には、国有財産台帳価格を計上している。
- ・「土地」には、主に庁舎敷地等に係る用地を計上している。
- ・「立木竹」には、主に庁舎敷地の樹木を計上している。
- ・「建物」には、主に庁舎を計上している。
- ・「工作物」には、主に庁舎に係る工作物を計上している。
- ・「物品」には、取得価格（見積価格）が 50 万円以上の物品（美術品については 300 万円以上）について、美術品を除く物品は取得価格（見積価格）から減価償却費相当額を控除した後の価額、美術品は取得価格（見積価格）で計上している。
- ・「無形固定資産」には、特許権等については国有財産台帳価格、電話加入権及びソフトウェア仮勘定については取得価格、ソフトウェアについては取得に要した費用から減価償却費相当額を控除した後の価額で計上している。

イ 負債の部

- ・「未払金」には、児童手当に係る未払額を計上している。
- ・「賞与引当金」には、6 月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- ・「退職給付引当金」には、退職手当のほか、整理資源に係る引当金を計上している。
- ・「その他の債務等」には、リース債務等を計上している。

② 業務費用計算書

- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当及び賞与に関する引当金等の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6 月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当該年度に帰属する部分を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への繰入額を計上している。
- ・「委託費」には、情報収集衛星システム開発等委託費等を計上している。
- ・「分担金」には、国際人事管理機関連合会分担金を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当するもののうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・「資産処分損益」には、有形固定資産の売却、除却により生じた損益を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「主管の財源」には、主管の徴収決定済額から、物品売払収入を除いた額を計上している。
- ・「配賦財源」には、所管の支出済歳出額と主管の収納済歳入額との差額を計上している。
- ・「自己収入」には、前会計年度において、東日本大震災復興特別会計の雑収入を計上している。
- ・「無償所管換等」には、財産の無償所管換等を計上している。
- ・「資産評価差額」には、国有財産の台帳価格の改定に伴う評価差額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区別別収支計算書

ア 業務収支

- ・「主管の収納済歳入額」には、主管歳入の収納済歳入額を計上している。
- ・「配賦財源」には、所管の支出済歳出額と主管の収納済歳入額との差額等を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員に係るもの（職員の手当、非常勤職員の手当及び休職者の手当等）及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金等として支出した額を計上している。
- ・「委託費」には、情報収集衛星システム開発等委託費等を計上している。
- ・「分担金」には、国際人事管理機関連合会分担金を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当の支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。
- ・「その他の支出」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「立木竹に係る支出」には、有形固定資産増加額のうち立木竹の取得に係る支出を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、有形固定資産増加額のうち建物に係る経費を計上している。
- ・「工作物に係る支出」には、有形固定資産増加額のうち工作物に係る経費を計上している。

イ 財務収支

- ・「リース債務の返済による支出」には、リース物件に係る支払額を計上している。

(5) その他省庁の財務内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。
- ③ 重要な会計処理の誤謬の修正

前会計年度の貸借対照表の「建物」、「工作物」、「物品」の計上に誤りがあったため、本会計年度において修正を行っている。この修正により、本会計年度の貸借対照表において「建物」が 30 百万円増加、「工作物」が 43 百万円増加、物品が 1,388 百万円減少し、資産・負債差額増減計算書において無償所管換等が 1,314 百万円減少している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 会計別の資産及び負債の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災復興特別会計	相殺消去	合算合計
<資産の部>				
未収金	282	-	-	282
前払費用	0	-	-	0
有形固定資産	100,279	-	-	100,279
国有財産（公共用財産を除く）	42,880	-	-	42,880
土地	33,417	-	-	33,417
立木竹	68	-	-	68
建物	5,415	-	-	5,415
工作物	3,979	-	-	3,979
物品	57,399	-	-	57,399
無形固定資産	6,596	-	-	6,596
資産合計	107,160	-	-	107,160
<負債の部>				
未払金	15	-	-	15
賞与引当金	1,470	4	-	1,474
退職給付引当金	18,813	1	-	18,814
その他の債務等	84	-	-	84
負債合計	20,383	5	-	20,388
<資産・負債差額の部>				
資産・負債差額	86,776	△ 5	-	86,771

(2) 資産項目の明細

① 未収金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
利息債権	個人等	92
損害賠償金債権	個人等	190
返納金債権	個人	0
合計		282

② 固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
国有財産（公共用財産を除く）	41,584	413	27	1,062	1,972	42,880
行政財産	41,584	413	27	1,062	1,972	42,880
土地	31,444	-	-	-	1,973	33,417
立木竹	67	1	-	-	△ 1	68
建物	5,745	83	3	409	-	5,415
工作物	4,327	329	23	653	-	3,979
物品	53,868	25,870	6,502	15,837	-	57,399
物品（美術品を除く）	53,680	25,820	6,502	15,821	-	57,177
美術品	175	-	-	-	-	175
リース物品	13	49	-	16	-	46
小計	95,453	26,284	6,530	16,900	1,972	100,279
(無形固定資産)						
国有財産	2	-	-	-	0	2
行政財産	2	-	-	-	0	2
特許権等	2	-	-	-	0	2
ソフトウェア	7,371	1,515	-	2,849	-	6,037
ソフトウェア仮勘定	503	-	-	-	-	503
電話加入権	48	4	0	-	-	53
小計	7,926	1,520	0	2,849	0	6,596
合計	103,379	27,804	6,530	19,749	1,972	106,876

③ 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	本年度末残高
児童手当	職員	15
合計		15

② 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	16,958	1,070	1,232	17,120
整理資源に係る引当金	1,942	279	30	1,693
合計	18,901	1,350	1,263	18,814

③ その他の債務等の明細

(単位：百万円)

債務の種類	相手先	本年度末残高
リース債務	法人	46
東日本大震災復興特別会計において計上している退職給付引当金のうち、内閣一般会計が負担する退職給付引当金相当額	東日本大震災復興特別会計	38
合計		84

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 会計別の業務費用の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災復興特別会計	相殺消去	合算合計
人件費	20,167	17	-	20,185
賞与引当金繰入額	1,470	4	-	1,474
退職給付引当金繰入額	1,262	0	-	1,263
委託費	67,575	-	-	67,575
分担金	0	-	-	0
庁費等	22,355	-	-	22,355
その他の経費	2,943	-	-	2,943
減価償却費	19,749	-	-	19,749
資産処分損益	1,475	-	-	1,475
本年度業務費用合計	137,000	21	-	137,022

(2) 委託費の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
重要政策基礎調査委託費	民間団体等	1,703	内閣の重要政策に関する基本方針及び施策の統一並びに総合調整に関する、府省横断的な基礎調査・分析等の委託
情報調査委託費	一般社団法人内外情勢調査会等	744	内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査
サイバーセキュリティ施策評価事務委託費	独立行政法人情報処理推進機構	21	サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第31条第1項第1号の規定に基づき、独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査の一部を委託
サイバーセキュリティ協議会連絡調整事務委託費	一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター	67	サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第31条第1項第2号の規定に基づき、サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整事務の一部を委託
情報収集衛星システム開発等委託費	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等	65,039	「情報収集衛星の導入について」（平成10年閣議決定）に基づき、我が国の安全確保のために必要な情報の収集を目的とする情報収集衛星システムの開発等の委託
合計		67,575	

(3) 分担金の明細

(単位：百万円)

名称	相手先	金額	支出目的
国際人事管理機関連合会分担金	国際人事管理機関連合会	0	国際人事管理機関連合会の分担金
合計		0	

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) 会計別の資産・負債差額の増減の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災復興特別会計	相殺消去	合算合計
I 前年度末資産・負債差額	83,239	△ 5	-	83,233
II 本年度業務費用合計	△ 137,000	△ 21	-	△ 137,022
III 財源	139,880	22	-	139,902
主管の財源	641	-	-	641
配賦財源	139,239	22	-	139,261
IV 無償所管換等	△ 1,315	-	-	△ 1,315
V 資産評価差額	1,972	-	-	1,972
VI 本年度末資産・負債差額	86,776	△ 5	-	86,771

(2) 財源の明細

① 主管の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		32
	国有財産使用収入		0
	利子収入		0
	小計		33
諸収入	弁償及返納金		502
	雑入		105
	小計		607
合計			641

(3) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
財産の無償所管換等 (受)	内閣本府一般会計	0	物品	所管換	
	小計	0			
財産の無償所管換等 (渡)	内閣本府一般会計	△ 0	物品	所管換	
	財務省一般会計	△ 0	工作物	所管換	
	小計	△ 0			
誤謬訂正		△ 1,314	建物、工作物、物品	誤謬訂正等	
	小計	△ 1,314			
合計		△ 1,315			

(4) 資産評価差額の明細

(単位：百万円)

区分	評価差額の戻入	本年度発生額	本年度増減額	評価差額の発生原因
有形固定資産				
国有財産（公共用財産を除く）	-	1,972	1,972	
行政財産	-	1,972	1,972	
土地	-	1,973	1,973	国有財産台帳の価格改定
立木竹	-	△ 1	△ 1	国有財産台帳の価格改定
無形固定資産				
国有財産	-	0	0	
行政財産	-	0	0	
特許権等	-	0	0	国有財産台帳の価格改定
合計	-	1,972	1,972	

4 区別収支計算書の内容に関する明細

(1) 会計別の区別収支の明細

(単位：百万円)

	一般会計	東日本大震災復興特別会計	相殺消去	合算合計
I 業務収支				
1 財源				
主管の収納済歳入額	643	-	-	643
配賦財源	139,239	22	-	139,261
財源合計	139,882	22	-	139,904
2 業務支出				
(1) 業務支出（施設整備支出を除く）				
人件費	△ 22,974	△ 22	-	△ 22,996
委託費	△ 67,575	-	-	△ 67,575
分担金	△ 0	-	-	△ 0
庁費等の支出	△ 46,061	-	-	△ 46,061
その他の支出	△ 2,943	-	-	△ 2,943
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 139,555	△ 22	-	△ 139,577
(2) 施設整備支出				
立木竹に係る支出	△ 1	-	-	△ 1
建物に係る支出	△ 48	-	-	△ 48
工作物に係る支出	△ 261	-	-	△ 261
施設整備支出合計	△ 311	-	-	△ 311
業務支出合計	△ 139,866	△ 22	-	△ 139,888
業務収支	16	-	-	16
II 財務収支	△ 16	-	-	△ 16
リース債務の返済による支出	△ 16	-	-	△ 16
財務収支	△ 16	-	-	△ 16
本年度収支	-	-	-	-
翌年度歳入繰入	-	-	-	-
本年度末現金・預金残高	-	-	-	-

(2) 財源の明細

① 主管の収納済歳入額の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
国有財産利用収入	国有財産貸付収入		32
	国有財産使用収入		0
	利子収入		0
	小計		33
諸収入	弁償及返納金		502
	物品売払収入		2
	雑入		105
	小計		610
合計			643

参考情報

1 内閣の所掌する業務の概要

法律の規定に基づき内閣の下に置かれる機関（内閣府及び復興庁を除く。）としては、内閣官房、内閣法制局、国家安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靭化推進本部、社会保障制度改革推進本部、社会保障制度改革推進会議、健康・医療戦略本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、新型コロナウイルス感染症対策本部及び国際博覧会推進本部のほか、内閣の所轄の下に置かれる機関として人事院がある。

【内閣官房】

内閣法第12条には、内閣官房の所掌事務として、閣議事項の整理その他内閣の庶務、内閣の重要施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整、閣議にかかる重要事項に関する企画立案・総合調整、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画立案・総合調整、その他行政各部の施策に関するその統一保持上必要な企画立案・総合調整、内閣の重要施策に関する情報の収集調査に関する事務、国家公務員に関する制度の企画立案に関する事務、国家公務員法第18条の2（独立行政法人通則法第54条第1項において準用する場合を含む。）に規定する事務、国家公務員の退職手当制度に関する事務、特別職の国家公務員の給与制度に関する事務、国家公務員の総人件費の基本方針及び人件費予算の配分の方針の企画立案・調整に関する事務、国家公務員の人事行政に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）、行政機関の機構及び定員に関する企画立案・調整に関する事務、各行政機関の機構の新設、改正及び廃止並びに定員の設置、増減及び廃止に関する審査を行う事務を行うほか、内閣の事務を助けること等が規定されている。

【内閣法制局】

法律問題に関し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べ、法律案及び政令案の審査立案、条約案の審査、内外及び国際法制並びにその運用に関する調査研究、その他法制一般に関する事務を行う。

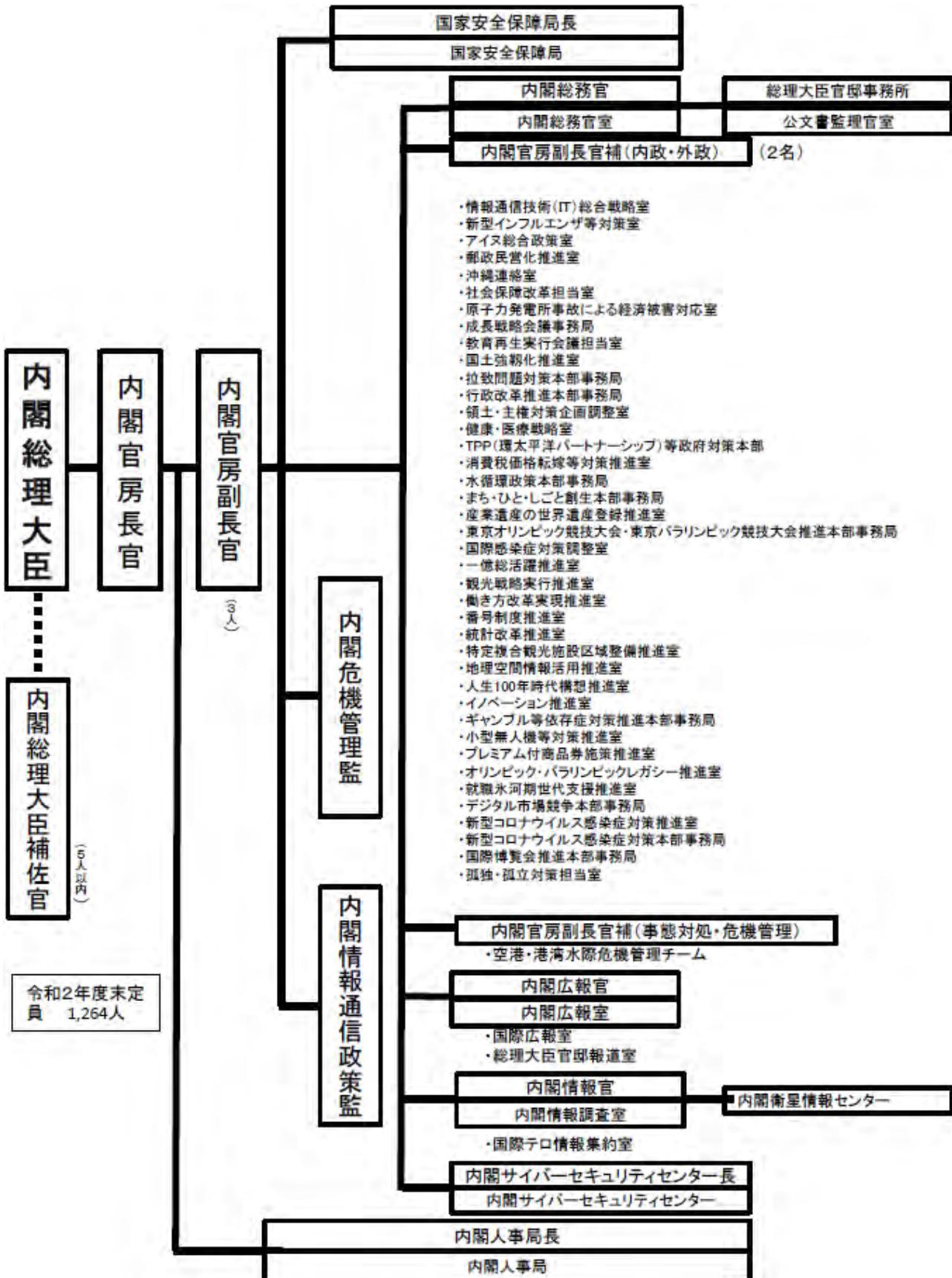
【人事院】

公務の中立・公平の確保と労働基本権制約の代償機能という責務を担うための中央人事行政機関として、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、国家公務員災害補償法、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律、国家公務員の育児休業等に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律、国家公務員倫理法その他関係法令に基づき以下の事務を行う。

- (1) 給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告
- (2) 採用試験、任免、給与、研修の計画の樹立及び実施並びに当該研修に係る調査研究、分限、懲戒、苦情の処理その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等
- (3) 国家公務員の職務に係る倫理の保持

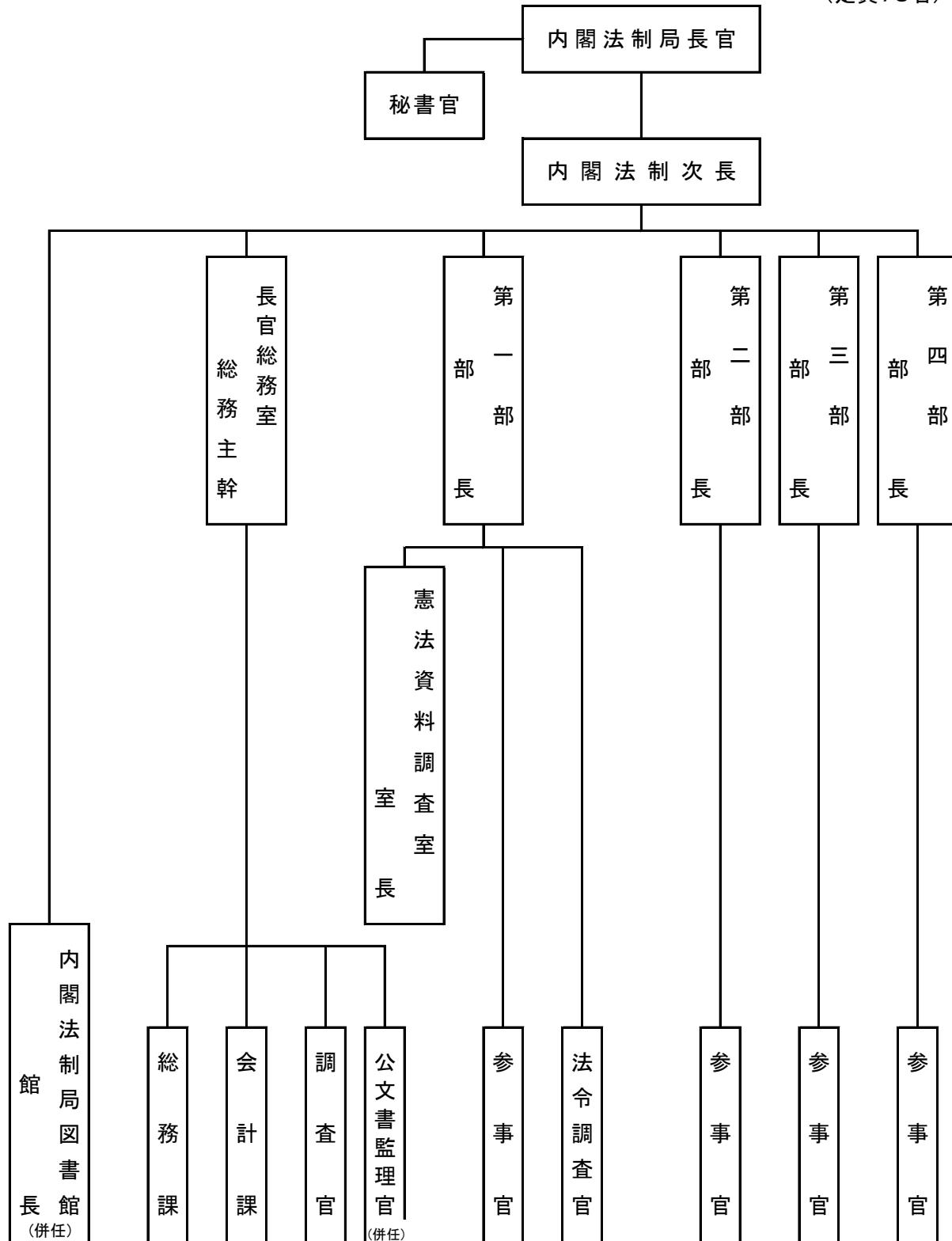
2 内閣の組織及び定員

内閣官房の機構図(令和2年度末)

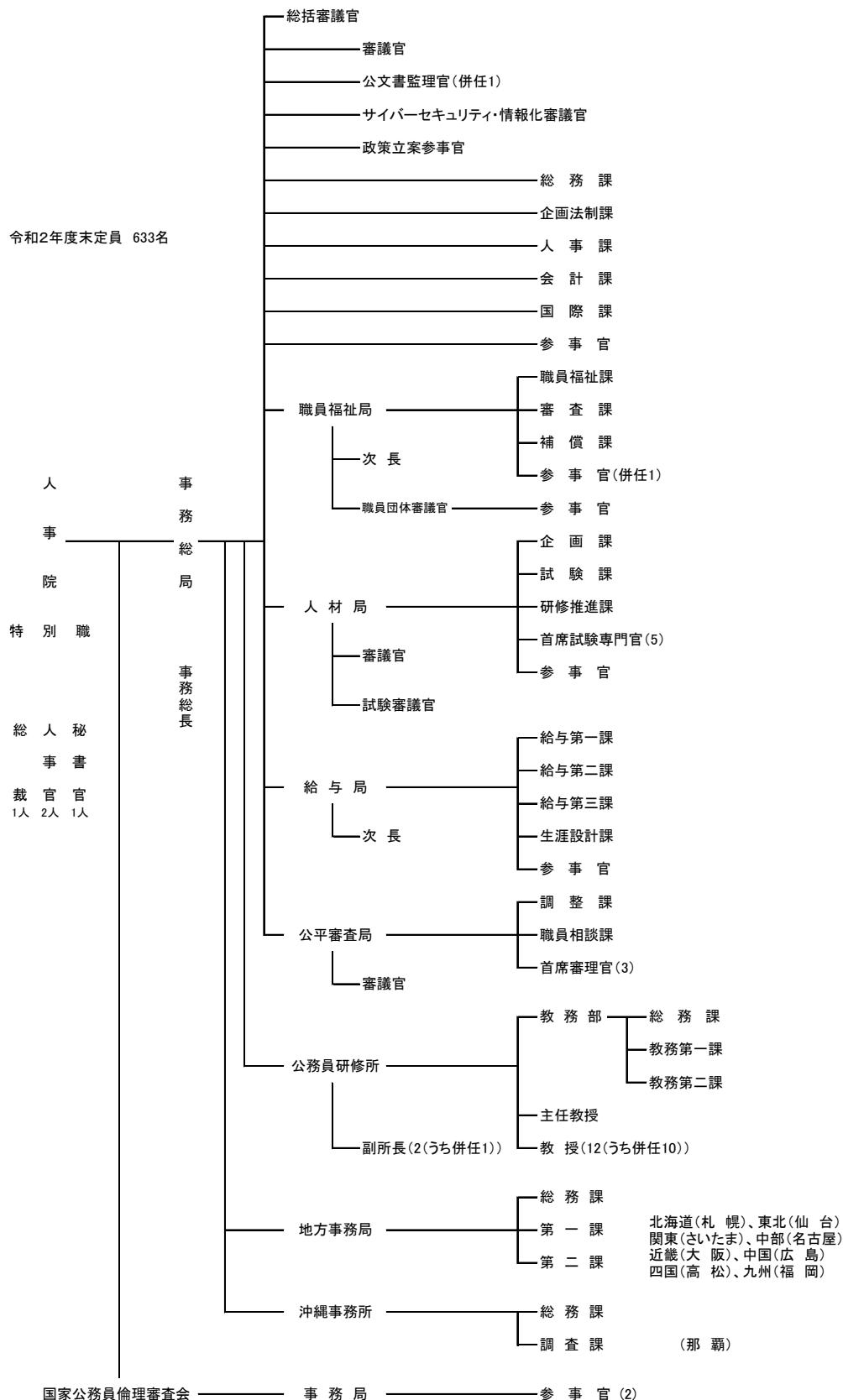


内閣法制局の機構図(令和2年度末現在)

(定員78名)



人事院の機構図(令和2年度末現在)



3 令和2年度歳入歳出決算の概要

(1) 令和2年度内閣の歳入決算

歳入予算額 729 百万円に対し、徵収決定済額は 652 百万円、収納済歳入額は 643 百万円であった。

(単位：百万円)

会計名	歳入予算額	徵収決定済額	収納済歳入額
一般会計	729	652	643
東日本大震災復興特別会計	-	-	-
計	729	652	643

(2) 令和2年度内閣の歳出決算

歳出予算現額 182,599 百万円に対し、支出済歳出額は 139,904 百万円、翌年度繰越額は 34,815 百万円、不用額は 7,839 百万円であった。

(単位：百万円)

会計名	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額
一般会計	182,523	139,882	34,815	7,825
東日本大震災復興特別会計	36	22	-	14
計	182,559	139,904	34,815	7,839

4 公債関連情報

一般会計の公債の発行・管理は財務省の所掌する業務であるため、公債及び利払費等については財務省に計上されている。しかし、各省庁の業務実施の財源の一部は公債で調達されていることから、各省庁の負担と考えられる公債関連の計数を複数の仮定計算に基づき算定し、公債関連情報として開示している。仮定計算に基づく数字であるため、各省庁の省庁別財務書類に負債計上するものではない。

① 財務省において計上されている会計年度末の公債残高、当該年度に発行した公債額（借換債を除く。）及び当該年度の利払費は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高	<u>9,160,908 億円</u>
・当該年度に発行した公債額	<u>1,085,539 億円</u>
・当該年度の利払費	<u>58,005 億円</u>

② 財務省において計上されている①の計数を公債発行対象経費及び歳出決算額を基礎として各省庁に配分を行った場合、当省に配分される額は以下のとおりである。

・会計年度末の公債残高のうち内閣配分額	<u>17,569 億円</u>
・当該年度に発行した公債額のうち内閣配分額	<u>1,465 億円</u>
・当該年度の利払費のうち内閣配分額	<u>113 億円</u>